

令和4年12月7日

# 町 議 会 議 案

第 4 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
57	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
58	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
59	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
60	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
61	鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
62	鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について	
63	令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）について	
64	令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	
65	令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について	
66	令和4年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	
67	令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）について	
68	令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
69	令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	

議案第 57 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれか」を削り、「該当する」を「掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に改め、「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限

は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「の」を「各号に掲げる」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項の」の次に「規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の」を加え、「に第1項の」を「に第1項各号に掲げる」に、「存しなくなつたと」を「なくなつたと」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第13号）第21条第1項に規定する職員が占める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(1) 病院において医療業務に従事する医師が占める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等しようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちでき

る限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技術又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監

督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実

績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降任により経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第13号)附則第8項の規定に基づく措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする

(鹿追町職員定数条例の一部改正)

第3条 鹿追町職員定数条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「162人」を「174人」に改め、同条第3号中「20人」を「22人」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「6ヶ月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第22号以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条の3第1項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項、次項及び第4項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条」の前に「第4条第2項、第4項、第5項から第8項まで及び第10項、」を加え、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第1号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
  - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）

であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

」に改める。

別表1中「

3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する主査の職務

」を「

3級	1 主任の職務 2 主任専門員の職務 3 主査の職務 4 主査専門員の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する主任専門員の職務 4 困難な業務を処理する主査の職務 5 困難な業務を処理する主査専門員の職務

」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 職員等の旅費に関する条例(昭和29年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鹿追町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 鹿追町職員の再任用に関する条例(平成28年条例第18号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務に

ついて準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除

く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の

4 第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。  
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第22号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第13条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の3第1項及び第19条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

7 職員の給与に関する条例第4条第2項、第5項から第8項まで及び第10項、第9条から第10条の2まで、第10条の4並びに第18条の2並びに新給与条例第4条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第8項から第14項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第 58 号

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の215.0」を「100分の225.0」に改める。

第2条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の225.0」を「100分の220.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和5年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 59 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の215.0」を「100分の225.0」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の225.0」を「100分の220.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和5年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 60 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95.0」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加える。

別表を次のように改める。

（次のよう別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の95.0、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100.0」に改め、同条第3項中「100分の92.5」とあるのは「100分の45.0」を「100分の100.0」とあるのは「100分の47.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	

30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

議案第 61 号

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第  
25号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「準用する。」の次に「この場合において、同条第2項中  
「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものと  
する。」を加える。

第17条中「別表第2に規定する職別報酬額基準表の職種欄の区分に応じ  
て、」を削る。

第23条第1項中「において、」の次に「第19条第2項中「100分の1  
20」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとし、また」を加  
える。

別表第1を次のように改める。

(次のよう別紙)

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

給料表

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	136,200	61	209,500	121	236,000
2	137,100	62	210,400	122	236,400
3	138,100	63	211,300	123	236,800
4	139,000	64	212,200	124	237,200
5	140,000	65	212,800	125	237,600
6	141,000	66	213,600	126	238,000
7	142,000	67	214,300	127	238,400
8	143,000	68	215,000	128	238,800
9	143,800	69	215,400	129	239,200
10	144,800	70	215,800	130	239,600
11	145,800	71	216,100	131	240,000
12	146,900	72	216,400	132	240,400
13	147,700	73	216,600	133	240,800
14	148,700	74	217,000	134	241,200
15	149,800	75	217,400	135	241,600
16	150,800	76	218,000	136	242,000
17	151,900	77	218,200	137	242,400
18	153,300	78	218,700	138	242,800
19	154,500	79	219,100	139	243,200
20	155,700	80	219,500	140	243,600
21	156,800	81	220,000	141	244,000
22	158,000	82	220,300	142	244,400
23	159,200	83	220,600	143	244,800
24	160,400	84	221,000	144	245,200
25	161,500	85	221,500	145	245,600
26	163,000	86	221,900	146	246,000
27	164,500	87	222,300	147	246,400
28	166,000	88	223,000	148	246,800
29	167,400	89	223,400	149	247,200
30	168,800	90	223,900	150	247,600
31	170,300	91	224,400	151	248,000
32	171,800	92	224,800	152	248,400
33	173,100	93	225,100	153	248,800

34	174,800	94	225,500	154	249,200
35	176,500	95	225,900	155	249,600
36	178,200	96	226,200	156	250,000
37	179,900	97	226,500	157	250,400
38	181,300	98	226,900	158	250,800
39	183,000	99	227,300	159	251,200
40	184,500	100	227,700	160	251,600
41	185,800	101	228,100	161	252,000
42	187,200	102	228,500		
43	188,500	103	228,900		
44	189,900	104	229,300		
45	191,400	105	229,700		
46	192,700	106	230,200		
47	194,100	107	230,500		
48	195,500	108	230,900		
49	196,800	109	231,100		
50	197,900	110	231,500		
51	199,000	111	232,000		
52	200,200	112	232,400		
53	201,300	113	232,600		
54	202,400	114	233,100		
55	203,300	115	233,600		
56	204,400	116	234,100		
57	205,500	117	234,400		
58	206,400	118	234,800		
59	207,400	119	235,200		
60	208,400	120	235,600		

議案第 62 号

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例

鹿追町トリムセンター設置条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「450円」を「480円」に、「220円」を「240円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鹿追町トリムセンター設置条例の規定は、令和5年4月以後における入浴に関する入浴料について適用し、施行日前に発行した回数券の施行日後の使用については、従前の例による。

## 令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,860,986 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		2,134	2,221	4,355
	1. 地方特例交付金	2,000	2,221	4,221
14. 使用料及び手数料		622,581	26,451	649,032
	1. 使用料	602,155	26,451	628,606
15. 国庫支出金		773,623	2,577	776,200
	1. 国庫負担金	169,651	△4,498	165,153
	2. 国庫補助金	494,857	7,075	501,932
16. 道支出金		300,690	△2,550	298,140
	1. 道負担金	92,768	△2,550	90,218
19. 繰入金		629,046	△308	628,738
	1. 基金繰入金	629,046	△308	628,738
20. 繰越金		54,044	347,034	401,078
	1. 繰越金	54,044	347,034	401,078
	歳入合計	7,485,561	375,425	7,860,986

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		54,683	249	54,932
	1. 議会費	54,683	249	54,932
2. 総務費		2,225,157	62,501	2,287,658
	1. 総務管理費	2,195,925	59,360	2,255,285
	4. 選挙費	7,912	3,141	11,053
		657,032	△11,411	645,621
3. 民生費	1. 社会福祉費	505,790	△5,253	500,537
	2. 児童福祉費	150,942	△6,158	144,784
4. 衛生費		477,959	8,952	486,911
	1. 保健衛生費	395,146	8,235	403,381
	2. 清掃費	82,813	717	83,530
5. 農林費		1,346,320	87,974	1,434,294
	1. 農業費	1,327,435	87,974	1,415,409
6. 商工費		219,989	△237	219,752
	1. 商工費	219,989	△237	219,752
7. 土木費		410,622	5,564	416,186
	1. 道路橋りょう費	215,001	3,903	218,904
	3. 都市計画費	42,491	1,661	44,152
8. 消防費		210,328	36	210,364
	1. 消防費	210,328	36	210,364
9. 教育費		637,045	9,797	646,842
	1. 教育総務費	220,392	△4,052	216,340
	2. 小学校費	118,645	4,500	123,145
	3. 中学校費	148,033	2,150	150,183
	4. 社会教育費	95,050	5,509	100,559
	5. 保健体育費	54,925	1,690	56,615
11. 諸支出金		319,628	212,000	531,628

1. 基金費	319,628	212,000	531,628
歲出合計	7,485,561	375,425	7,860,986

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	2,134	2,221	4,355
14. 使用料及び手数料	622,581	26,451	649,032
15. 国庫支出金	773,623	2,577	776,200
16. 道支出金	300,690	△2,550	298,140
19. 繰入金	629,046	△308	628,738
20. 繰越金	54,044	347,034	401,078
歳入合計	7,485,561	375,425	7,860,986

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	54,683	249	54,932				249
2. 総務費	2,225,157	62,501	2,287,658				62,501
3. 民生費	657,032	△11,411	645,621	△1,048			△10,363
4. 衛生費	477,959	8,952	486,911				8,952
5. 農林費	1,346,320	87,974	1,434,294	△1,000		84,143	4,831
6. 商工費	219,989	△237	219,752				△237
7. 土木費	410,622	5,564	416,186	2,575			2,989
8. 消防費	210,328	36	210,364				36
9. 教育費	637,045	9,797	646,842	△500			10,297
11. 諸支出金	319,628	212,000	531,628			△58,000	270,000
歳出合計	7,485,561	375,425	7,860,986	27		26,143	349,255

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款10. 地方特例交付金	2,134	2,221	4,355			
項 1. 地方特例交付金	2,000	2,221	4,221			
目 1. 地方特例交付金	2,000	2,221	4,221			
				1. 地方特例交付金	2,221	地方特例交付金 2,221
款14. 使用料及び手数料	622,581	26,451	649,032			
項 1. 使用料	602,155	26,451	628,606			
目 4. 農林使用料	525,070	26,451	551,521			
				1. 農業使用料	26,451	牧場使用料 26,451
款15. 国庫支出金	773,623	2,577	776,200			
項 1. 国庫負担金	169,651	△	165,153			
目 1. 民生費国庫負担金	151,694	△	147,196			
				2. 児童福祉費負担金	△ 4,498	児童手当負担金 △4,498
項 2. 国庫補助金	494,857	7,075	501,932			
目 2. 民生費国庫補助金	15,351	6,000	21,351			
				1. 社会福祉費補助金	6,000	社会福祉費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 6,000

目 4. 農林費国庫補助 金	43,200	△	1,000	42,200	1. 農業費補助金	△	1,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金 町営牧場用トラクター外3更新事業	△1,000
目 5. 土木費国庫補助 金	55,644		2,575	58,219	1. 道路橋りょう費 補助金	△	1,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金 泉町4丁目日本通り改良舗装事業	△1,000
					3. 都市計画費補助 金		3,575	特定防衛施設周辺整備調整交付金 鹿追展望の丘公園用芝刈機整備事業	3,575
目 6. 教育費国庫補助 金	43,269	△	500	42,769	1. 小学校費補助金	△	500	特定防衛施設周辺整備調整交付金 各小学校児童用備品整備事業	△500
款16. 道支出金	300,690	△	2,550	298,140					
項 1. 道負担金	92,768	△	2,550	90,218					
目 1. 民生費道負担金	92,709	△	2,550	90,159	1. 社会福祉費負担 金	△	1,604	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△1,604
					2. 児童福祉費負担 金	△	946	児童手当負担金	△946
款19. 繰入金	629,046	△	308	628,738					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 基金繰入金	629,046	△ 308	628,738			
目 4. 農業振興基金繰入金	10,112	△ 308	9,804			
				1. 農業振興基金繰入金	△ 308	農業振興基金繰入金
款20. 繰越金	54,044	347,034	401,078			
項 1. 繰越金	54,044	347,034	401,078			
目 1. 繰越金	54,044	347,034	401,078			
				1. 前年度繰越金	347,034	前年度繰越金
						347,034

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他			
款 1. 議会費	54,683	249	54,932			一般財源			
項 1. 議会費	54,683	249	54,932			249			
目 1. 議会費	54,683	249	54,932			249			
							3. 職員手当等	249	議員期末手当
款 2. 総務費	2,225,157	62,501	2,287,658			62,501			
項 1. 総務管理費	2,195,925	59,360	2,255,285			59,360			
目 1. 一般管理費	1,621,797	37,072	1,658,869			37,072			
							2. 給料	1,737	一般職給
							3. 職員手当等	5,705	職員諸手当
							4. 共済費	1,480	福祉協会負担金
									共済組合負担金(市町村職員共済)
									追加費用負担金(市町村職員共済)
									退職手当組合負担金
									地方公務員災害補償基金
							8. 旅費	1,000	普通旅費
							10. 需用費	18,960	印刷製本費
									780

								光熱水費	14,000
								修繕料	4,180
								口座振替手数料	1,000
								調査・設計・監理委託料	7,190
								庁舎エレベーター整備実施 設計業務委託料 電算関係保守等委託料	5,390
			285					会計年度任用職員諸手当	115
								燃料費	170
			21,594					燃料費	155
								地方バス路線維持対策補助金	21,439
			182					修繕料	182
			227					燃料費	86
								とがち鹿追ジョパーク推進協 議会活動補助金	141
目 4. 支所費	24,081	285	24,366						
目 6. 企画振興費	31,460	21,594	53,054						
目10. 公害防災費	7,475	182	7,657						
目14. ジョパーク事業費	5,513	227	5,740						

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源	節 区 分			
				国道支出金	特定財源 地方債					
項 4. 選挙費	7,912	3,141	11,053			3,141				
目 3. 知事・道議選 挙費	0	3,141	3,141			3,141				
							1. 報酬	468	選挙管理委員会委員報酬	
									期日前投票所の投票管理者	
									期日前投票所の立会人報酬	
							3. 職員手当等	486	職員諸手当	
							8. 旅費	91	費用弁償	
							10. 需用費	375	消耗品費	
									食糧費	
									印刷製本費	
							11. 役務費	1,101	郵便料・運送料	
									インターネット・専用回線料	
									チラシ折込料	
									その他役務費	
							15. 原材料費	620	その他原材料費	
款 3. 民生費	657,032	△ 11,411	645,621	△ 1,048		△ 10,363				

項 1. 社会福祉費	505,790	△	5,253	500,537	4,396			△	9,649				
目 1. 社会福祉総務費	64,566		10,373	74,939	6,000			4,373					
										12. 委託料		9,500	9,500
										その他委託料			
										生活困窮者就労準備支援等業務委託料			
										19. 扶助費		820	100
										死亡弔慰金			
										福祉灯油費			720
										27. 繰出金		53	53
										国民健康保険特別会計繰出金			
目 5. 老人福祉施設費	824		135	959				135					
目 6. 在宅福祉費	112,938	△	12,551	100,387				△	12,551				
										10. 需用費		135	135
										燃料費			
										10. 需用費		115	115
										修繕料			
										18. 負担金補助及び交付金		△ 12,783	△ 12,783
										社会福祉協議会活動補助金			△ 12,783
										27. 繰出金		117	117
										介護保険特別会計繰出金			
目 7. 後期高齢者医療費	72,168	△	3,210	68,958	△ 1,604			△	1,606				
										18. 負担金補助及び交付金		△ 729	△ 729
										療養給付費負担金			△ 729
										27. 繰出金		△ 2,481	△ 2,481
										後期高齢者医療特別会計繰出金			
項 2. 児童福祉費	150,942	△	6,158	144,784	△ 5,444			△	714				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				特定財源		一般財源	金額	区 分	金額	
				国道支出金	地方債					
目 1. 児童福祉施設費	14,794	△ 384	14,410			△ 384				
								1. 報酬	△ 504	会計年度任用職員報酬 △504
								10. 需用費	120	燃料費 120
目 2. 児童措置費	73,296	△ 6,485	66,811	△ 5,444		△ 1,041				
								8. 旅費	△ 95	普通旅費 △95
								19. 扶助費	△ 6,390	児童手当 △6,390
目 3. こども園費	62,852	711	63,563			711				
								12. 委託料	△ 464	認定こども園医療的ケア見支 援業務委託料 △464
								17. 備品購入費	1,175	教養体育機器購入費 1,175
款 4. 衛生費	477,959	8,952	486,911			8,952				
項 1. 保健衛生費	395,146	8,235	403,381			8,235				
目 1. 保健衛生総務費	263,515	4,735	268,250			4,735				
								18. 負担金補助及び交付金	4,735	町立病院運営費補助金 1,495 帯広厚生病院運営費補助金 3,240
目 2. 予防費	85,637	3,100	88,737			3,100				

										12. 委託料	3,100	健診 (検診) 委託料	3,100
目 6. へき地保健対策費	8,135	400	8,535				400						
項 2. 清掃費	82,813	717	83,530				717					修繕料	400
目 1. 清掃総務費	82,813	717	83,530				717					会計年度任用職員諸手当	22
款 5. 農林費	1,346,320	87,974	1,434,294	△ 1,000		84,143	4,831					消耗品費	695
項 1. 農業費	1,327,435	87,974	1,415,409	△ 1,000		84,143	4,831					燃料費	350
目 1. 農業委員会費	11,094	△ 1,715	9,379				△ 1,715						
										7. 報償費	△ 4	記念品費	△4
										8. 旅費	△ 1,707	費用弁償	△1,618
										10. 需用費	△ 4	普通旅費	△89
												食糧費	△4
目 3. 農業開発研究費	10,196	700	10,896				700						
										10. 需用費	700	燃料費	500

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源	節 区 分			
				国道支出金	地方債					
						一般財源			修繕料	200
目 4. 畜産業費	423,948	24,045	447,993	△ 1,000	26,451	△ 1,406				
							12. 委託料	26,452	町営牧場指定管理委託料	26,452
							17. 備品購入費	△ 2,407	農林水産機器購入費	△ 2,407
目 5. 環境保全セクタ－費	346,825	58,000	404,825		58,000				町営牧場用トラクター外3 購入費	
							12. 委託料	58,000	バイオガスプラント事業委託料	58,000
目 7. 農業用水事業費	288,087	9,347	297,434			9,347				
							10. 需用費	4,800	光熱水費	4,800
							27. 繰出金	4,547	簡易水道特別会計繰出金	1,746
									下水道特別会計繰出金	2,801
目 8. 土地改良事業費	184,752	△ 2,408	182,344	△ 308		△ 2,100				
							1. 報酬	△ 1,740	会計年度任用職員報酬	△ 1,740
							3. 職員手当等	△ 360	会計年度任用職員諸手当	△ 360
							10. 需用費	△ 308	修繕料	△ 308
目 9. 産業後継者対策費	3,551	5	3,556			5				



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源		金額	
							13. 使用料及び賃借料	14. 工事請負費		
目 2. 道路新設改良費	129,426	△ 1,187	128,239	△ 1,000			△ 187	13. 使用料及び賃借料	自動車・機械等借上料	2,890
項 3. 都市計画費	42,491	1,661	44,152	3,575			△ 1,914	14. 工事請負費	補助事業 泉町4丁目本通り改良舗装工事	△1,187
目 1. 公園緑地費	34,665	44	34,709	3,575			△ 3,531	10. 需用費	修繕料	170
目 2. 花とみどり費	7,826	1,617	9,443				1,617	17. 備品購入費	車両購入費 鹿追展望の丘公園用芝刈機購入費	△ 126
款 8. 消防費	210,328	36	210,364				36	17. 備品購入費	農林水産機器購入費 ハウス加温機購入費	1,617
項 1. 消防費	210,328	36	210,364				36			
目 2. 非常備消防費	17,653	36	17,689				36	10. 需用費	燃料費	75



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
目 1. 学校管理費	148,033	2,150	150,183			2,150	10. 需用費	2,150	燃料費 1,700 修繕料 450	
項 4. 社会教育費	95,050	5,509	100,559			5,509				
目 1. 社会教育総務費	12,434	837	13,271			837	1. 報酬	824	会計年度任用職員報酬	
目 2. 社会教育施設費	47,651	3,940	51,591			3,940	3. 職員手当等	13	会計年度任用職員諸手当	
目 3. 図書館費	15,625	732	16,357			732	10. 需用費	3,940	燃料費 2,640 修繕料 1,300	
項 5. 保健体育費	54,925	1,690	56,615			1,690	10. 需用費	732	燃料費 300 印刷製本費 142 修繕料 290	
目 1. 体育振興費	54,925	1,690	56,615			1,690				

									10. 需用費	1,690	燃料費	1,690
款11. 諸支出金	319,628	212,000	531,628		△ 58,000	270,000						
項 1. 基金費	319,628	212,000	531,628		△ 58,000	270,000						
目 1. 基金費	319,628	212,000	531,628		△ 58,000	270,000						
								24. 積立金	212,000		減債基金利子等積立金 環境保全センター基金利子等積立金	270,000 △58,000

## 令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 218 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 804,635 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		527,068	165	527,233
	1. 道補助金	527,067	165	527,232
5. 繰入金		59,159	53	59,212
	1. 他会計繰入金	59,158	53	59,211
歳入合計		804,417	218	804,635

(単位：千円)

(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 総務費		15,825	218	16,043		
	1. 総務管理費	15,517	218	15,735		
	歳出合計	804,417	218	804,635		

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金	527,068	165	527,233
5. 繰入金	59,159	53	59,212
歳入合計	804,417	218	804,635

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源		その他	
				国道支出金	地方債		
1. 総務費	15,825	218	16,043	165		53	
歳出合計	804,417	218	804,635	165		53	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 道支出金	527,068	165	527,233			
項 1. 道補助金	527,067	165	527,232			
目 1. 保険給付費等交付金	527,067	165	527,232			
				2. 特別交付金	165	特別調整交付金分(市町村分)
款 5. 繰入金	59,159	53	59,212			
項 1. 他会計繰入金	59,158	53	59,211			
目 1. 一般会計繰入金	59,158	53	59,211			
				3. 職員給与費等繰入金	53	職員給与費等繰入金
						53

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区分	金額	
款 1. 総務費	15,825	218	16,043	165		53				
項 1. 総務管理費	15,517	218	15,735	165		53				
目 1. 一般管理費	11,111	53	11,164			53				
								3. 職員手当等		44
								4. 共済費		9
目 2. 連合会負担金	4,406	165	4,571	165						
								18. 負担金補助及び交付金		165
										北海道国民健康保険団体連合会負担金

令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 4 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )	
			収 入	支 出
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 2 0 , 3 9 6 千 円	1 , 4 9 5 千 円	6 2 1 , 8 9 1 千 円	
第 2 項 医 業 外 収 益	2 8 1 , 7 3 6 千 円	1 , 4 9 5 千 円	2 8 3 , 2 3 1 千 円	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 2 0 , 3 9 6 千 円	1 , 4 9 5 千 円	6 2 1 , 8 9 1 千 円	
第 1 項 医 業 費 用	6 1 7 , 5 8 7 千 円	1 , 4 9 5 千 円	6 1 9 , 0 8 2 千 円	

第 3 条 予算第 6 条中（1）職員給与費「392,300千円」を「393,795千円」に改める。

第 4 条 予算第 7 条中他会計からの補助金「266,697千円」を「268,192千円」に改める。

令和 4 年 1 2 月 7 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

# 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益	2 医業外収益		620,396	1,495	621,891		
			281,736	1,495	283,231		
		3 他会計補助金	263,438	1,495	264,933	病院運営費補助金	1,495 千円追加

支出

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業費用	1 医業費用		620,396	1,495	621,891		
		1 給与	617,587	1,495	619,082		
		1 給与費	392,300	1,495	393,795	給料 手当 法定福利費	147 千円追加 1,126 千円追加 222 千円追加
					計	1,495 千円追加	

## 令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,088 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 219,540 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		67,649	1,746	69,395
	1. 他会計繰入金	67,649	1,746	69,395
4. 繰越金		1,000	2,342	3,342
	1. 繰越金	1,000	2,342	3,342
歳入合計		215,452	4,088	219,540

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		130,378	4,088	134,466
	1. 水道総務費	18,373	88	18,461
	2. 水道施設費	112,005	4,000	116,005
	歳出合計	215,452	4,088	219,540

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.繰入金	67,649	1,746	69,395
4.繰越金	1,000	2,342	3,342
歳入合計	215,452	4,088	219,540

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	130,378	4,088	134,466			1,746	2,342
歳出合計	215,452	4,088	219,540			1,746	2,342

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	67,649	1,746	69,395			
項 1. 他会計繰入金	67,649	1,746	69,395			
目 1. 一般会計繰入金	67,649	1,746	69,395			
				1. 一般会計繰入金	1,746	一般会計繰入金 1,746
款 4. 繰越金	1,000	2,342	3,342			
項 1. 繰越金	1,000	2,342	3,342			
目 1. 繰越金	1,000	2,342	3,342			
				1. 前年度繰越金	2,342	前年度繰越金 2,342

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区分	金額	
款 1. 事業費	130,378	4,088	134,466			1,746	2,342			
項 1. 水道総務費	18,373	88	18,461			88				
目 1. 一般管理費	18,373	88	18,461			88				
								2. 給料	36	一般職給
								3. 職員諸手当等	37	職員諸手当
								4. 共済費	15	共済組合負担金(市町村職員共済)
										退職手当組合負担金
項 2. 水道施設費	112,005	4,000	116,005			1,658	2,342			
目 1. 施設管理費	112,005	4,000	116,005			1,658	2,342			
								10. 需用費	4,000	光熱水費
										4,000

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,523 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 279,726 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		154,749	2,801	157,550
	1. 他会計繰入金	154,749	2,801	157,550
4. 繰越金		1,000	2,722	3,722
	1. 繰越金	1,000	2,722	3,722
歳入合計		274,203	5,523	279,726

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		71,890	3,923	75,813
	2. 施設管理費	57,386	3,923	61,309
2. 事業費		80,749	1,600	82,349
	1. 事業費	80,749	1,600	82,349
歳出合計		274,203	5,523	279,726

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.繰入金	154,749	2,801	157,550
4.繰越金	1,000	2,722	3,722
歳入合計	274,203	5,523	279,726

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	71,890	3,923	75,813			1,201	2,722
2. 事業費	80,749	1,600	82,349			1,600	
歳出合計	274,203	5,523	279,726			2,801	2,722

(単位：千円)

## 2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	154,749	2,801	157,550			
項 1. 他会計繰入金	154,749	2,801	157,550			
目 1. 一般会計繰入金	154,749	2,801	157,550			
				1. 一般会計繰入金	2,801	一般会計繰入金 2,801
款 4. 繰越金	1,000	2,722	3,722			
項 1. 繰越金	1,000	2,722	3,722			
目 1. 繰越金	1,000	2,722	3,722			
				1. 前年度繰越金	2,722	前年度繰越金 2,722

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		一般財源	区 分	金 額			
				特定財源	その他						
国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区 分	金 額	説 明					
款 1. 管理費	71,890	3,923	75,813		1,201	2,722					
項 2. 施設管理費	57,386	3,923	61,309		1,201	2,722					
目 1. 公共下水道施設管理費	8,446	570	9,016		570						光熱水費 570
目 2. 農業集落排水施設管理費	48,940	3,353	52,293		631	2,722					職員諸手当 44
款 2. 事業費	80,749	1,600	82,349								共済組合負担金(市町村職員共済) 9
項 1. 事業費	80,749	1,600	82,349		1,600						光熱水費 3,300
目 2. 個別排水処理施設整備事業費	59,974	1,600	61,574		1,600						修繕料 1,600

## 令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 529, 568 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		118,731	25	118,756
	1. 介護保険料	118,731	25	118,756
		111,099	44	111,143
2. 国庫支出金		31,421	44	31,465
	2. 国庫補助金			
3. 道支出金		80,334	23	80,357
	3. 道補助金	4,228	23	4,251
6. 繰入金		84,190	117	84,307
	1. 一般会計繰入金	84,189	117	84,306
歳入合計		529,359	209	529,568

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,614	94	13,708
	1. 総務管理費	8,701	47	8,748
3. 地域支援事業費	3. 介護認定審査会費	4,533	47	4,580
		28,564	115	28,679
	3. 包括的支援事業・任意事業費	16,858	115	16,973
歳出合計		529,359	209	529,568

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	118,731	25	118,756
2. 国庫支出金	111,099	44	111,143
3. 道支出金	80,334	23	80,357
6. 繰入金	84,190	117	84,307
歳入合計	529,359	209	529,568

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,614	94	13,708			94	
3. 地域支援事業費	28,564	115	28,679	67		23	25
歳出合計	529,359	209	529,568	67		117	25

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	118,731	25	118,756			
項 1. 介護保険料	118,731	25	118,756			
目 1. 第1号被保険者 保険料	118,731	25	118,756	1. 現年度分	25	現年度分
款 2. 国庫支出金	111,099	44	111,143			
項 2. 国庫補助金	31,421	44	31,465			
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	6,203	44	6,247	1. 現年度分	44	法定負担金
款 3. 道支出金	80,334	23	80,357			
項 3. 道補助金	4,228	23	4,251			
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,102	23	3,125	1. 現年度分	23	法定負担金
款 6. 繰入金	84,190	117	84,307			
項 1. 一般会計繰入金	84,189	117	84,306			
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,102	23	3,125	1. 現年度分	23	法定繰入金

目 4. その他一般会計 繰入金	14,629	94	14,723	職員給与費等繰 入金	47	一般会計繰入金	47
				事務費繰入金	47	一般会計繰入金	47

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	13,614	94	13,708			94				
項 1. 総務管理費	8,701	47	8,748			47				
目 1. 一般管理費	8,701	47	8,748			47				
								3. 職員手当等	39	職員諸手当
								4. 共済費	8	共済組合負担金(市町村職員共済)
項 3. 介護認定審査会費	4,533	47	4,580			47				
目 2. 認定調査費	1,612	47	1,659			47				
								12. 委託料	47	認定調査委託料
款 3. 地域支援事業費	28,564	115	28,679			23	25			
項 3. 包括的支援事業費・任意事業費	16,858	115	16,973			23	25			
目 1. 包括的支援事業費	9,274	8	9,282			2	1			
								4. 共済費	8	共済組合負担金(市町村職員共済)
目 4. 認知症総合支援事業費	414	107	521			21	24			
								7. 報償費	100	講師等謝礼
								11. 役務費	7	チラシ折込料

## 令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,481 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,719 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		23,946	△2,481	21,465
	1. 他会計繰入金	23,946	△2,481	21,465
歳入合計		98,200	△2,481	95,719

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		97,090	△2,481	94,609
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	97,090	△2,481	94,609
歳出合計		98,200	△2,481	95,719

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	23,946	△2,481	21,465
歳入合計	98,200	△2,481	95,719

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	97,090	△2,481	94,609			△2,481	
歳出合計	98,200	△2,481	95,719			△2,481	

(単位：千円)

## 2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 繰入金	23,946	△ 2,481	21,465			
項 1. 他会計繰入金	23,946	△ 2,481	21,465			
目 1. 一般会計繰入金	23,946	△ 2,481	21,465			
				1. 保険基盤安定繰入金	△ 2,138	保険基盤安定繰入金 △2,138
				2. その他一般会計繰入金	△ 343	その他一般会計繰入金 △343

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補 正 財 源		一般財源	金 額	節 区 分	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債					
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	97,090	△ 2,481	94,609			△ 2,481				
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	97,090	△ 2,481	94,609			△ 2,481				
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	97,090	△ 2,481	94,609			△ 2,481				
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 2,481	後期高齢者医療広域連合納付 金 △2,481